

別紙 1 - 3 調剤報酬点数表
【令和 4 年 10 月 1 日 施行】

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表第三 調剤報酬点数表 〔目次〕 (略) 通則 (略)</p> <p>第 1 節 (略) 第 2 節 薬学管理料</p> <p>区分 1 0 (略) 1 0 の 2 調剤管理料 1・2 (略) 注 1～4 (略) 5 <u>削除</u></p> <p>6 <u>調剤に係る十分な情報を取得する体制として別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険薬局（注 3 に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局を除く。）において調剤を行った</u></p>	<p>別表第三 調剤報酬点数表 〔目次〕 (略) 通則 (略)</p> <p>第 1 節 (略) 第 2 節 薬学管理料</p> <p>区分 1 0 (略) 1 0 の 2 調剤管理料 1・2 (略) 注 1～4 (略) 5 <u>別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険薬局（注 3 に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局を除く。）において、健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認により、患者に係る薬剤情報等を取得した上で調剤を行った場合は、電子的保健医療情報活用加算として、月 1 回に限り 3 点を所定点数に加算する。ただし、当該患者に係る薬剤情報等の取得が困難な場合等にあつては、3 月に 1 回に限り 1 点を所定点数に加算する。</u> (新設)</p>

場合は、医療情報・システム基盤整備体制充実加算1として、6月に1回に限り3点を所定点数に加算する。ただし、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により患者に係る薬剤情報を取得等した場合にあっては、医療情報・システム基盤整備体制充実加算2として、6月に1回に限り1点を所定点数に加算する。

10の3～16から19まで (略)
第3節・第4節 (略)
第5節 経過措置

平成24年3月31日以前に区分番号15の注1に規定する医師の指示があった患者については、区分番号15の注8、区分番号15の2の注7及び区分番号15の3の注7の規定は適用しない。

(削る)

10の3～16から19まで (略)
第3節・第4節 (略)
第5節 経過措置

1 平成24年3月31日以前に区分番号15の注1に規定する医師の指示があった患者については、区分番号15の注8、区分番号15の2の注7及び区分番号15の3の注7の規定は適用しない。

2 区分番号10の2の注5のただし書の規定による加算は、令和6年3月31日までの間に限り、算定できるものとする。